

令和6年度歴史資料解説会

大橋平右衛門の掛屋勤務

令和7（2025）年2月8日

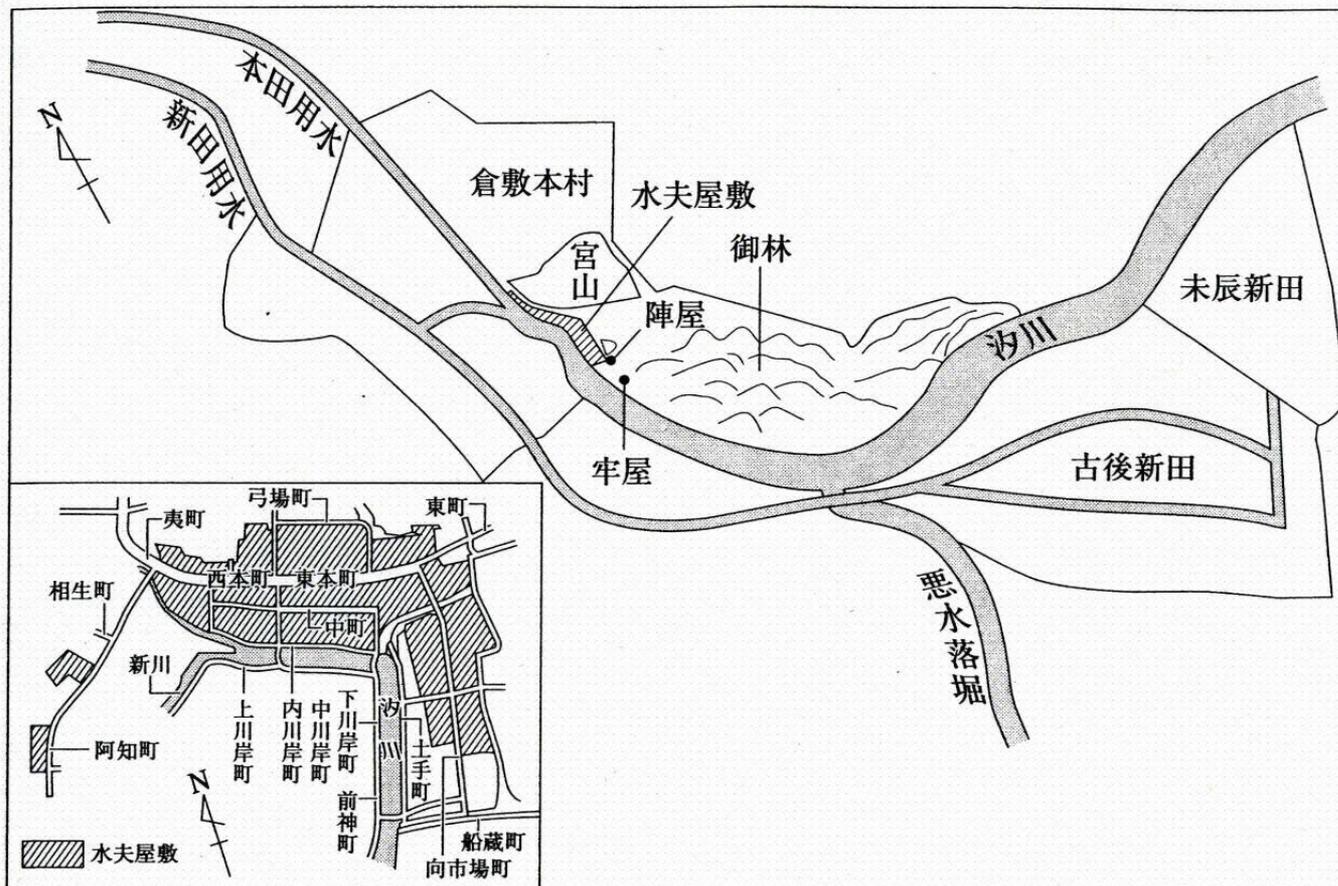
倉敷市総務課歴史資料整備室

山 本 太 郎

目次

1. 陣屋元村倉敷
2. 大橋家
3. 大橋平右衛門正直
4. 掛屋勤務

1 陣屋元村倉敷



宝暦3(1753)年の倉敷村略図

注(1) 「備中国窪屋郡倉敷村絵図」(倉敷市所蔵小野家文書54-1-1), 「宝暦三年酉三月 明細帳 備中窪屋郡倉鋪村扣」(倉敷市所蔵小野家文書21-18)より作成。

(2) 水夫屋敷周辺には16の町がある。各町の位置は推定した部分がある。

山本太郎「幕末維新期幕府領陣屋元村豪農商の金
融―備中国窪屋郡倉敷村大橋家を事例として―」『近
世の地域と中間権力』(山川出版社、二〇一一年)
一九二頁より引用。

1 陣屋元村倉敷

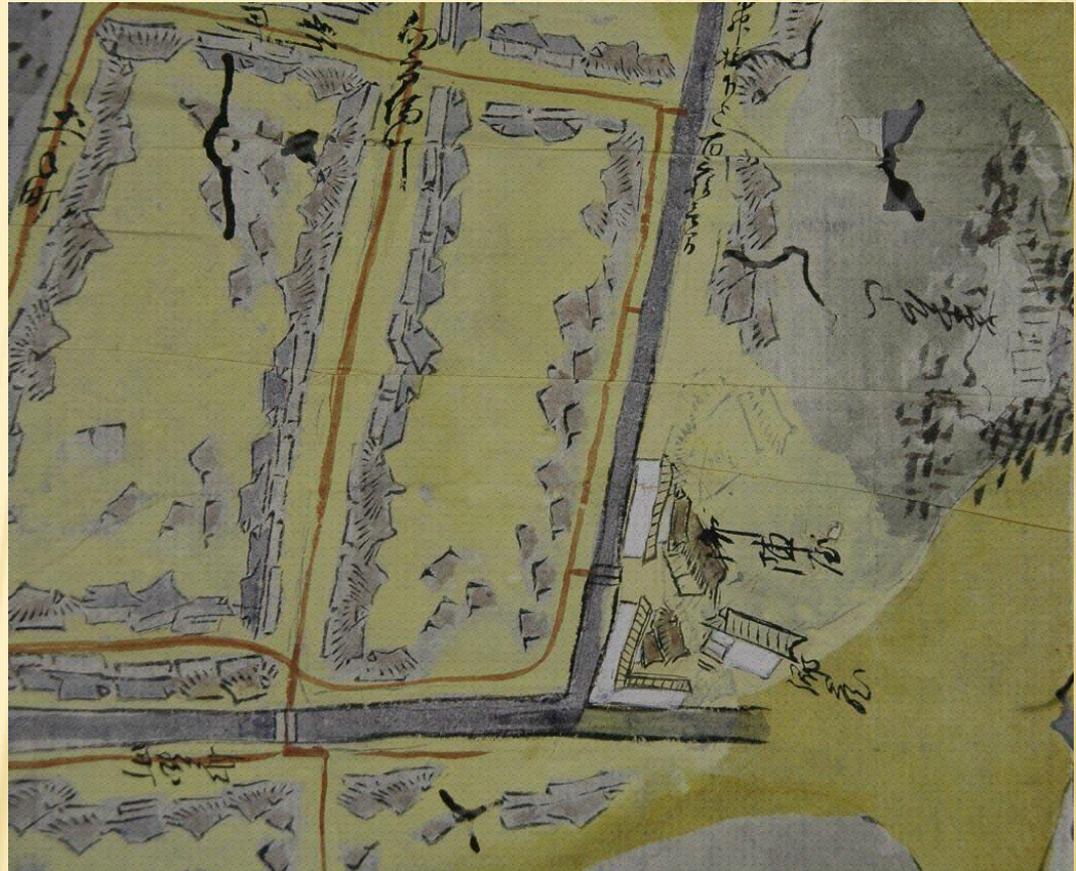
× 倉敷の町の特質

- × 延享3年（1746）に完成した幕府代官陣屋が存在。
- × 5万石～10万石の幕府領の支配・行政・司法の拠点となる陣屋には代官と10人前後の下役人が常駐した。
- × 郷宿（代官陣屋に公務で出張してくる村役人等が宿泊する指定宿）も代官陣屋の完成直後から4軒確認できる。

✦ 千種清右衛門代官が寛保元年（1741）11月から役所普請、延享3年（1746）陣屋普請完成。（倉敷市所蔵小野家文書「倉敷御支配録」）

←地域の農業生産力上昇による倉敷の比重の高まりが背景

寛保2年（1742）の絵図



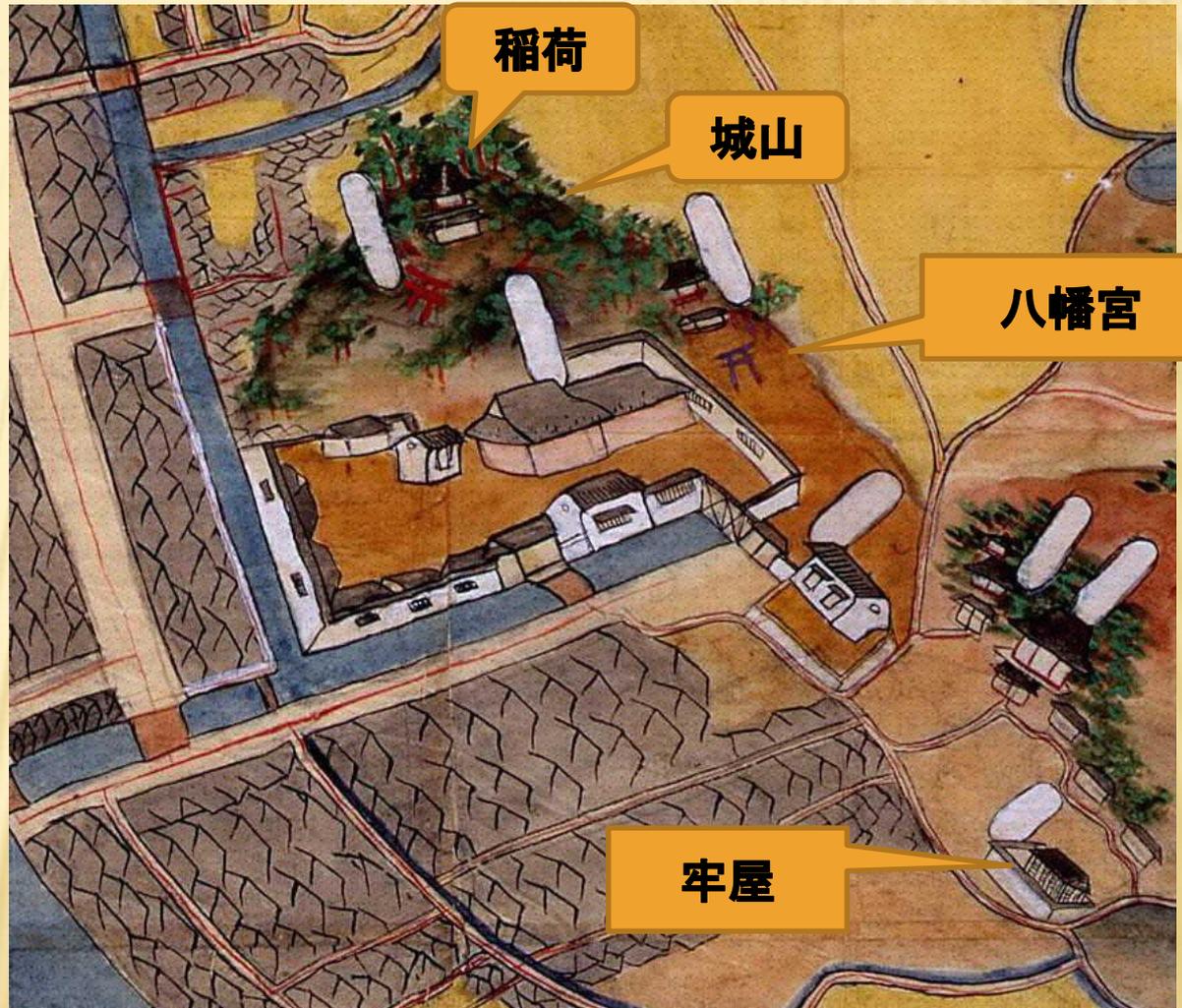
倉敷市所蔵小野家文書49-1-1

1 陣屋元村倉敷

倉敷代官陣屋建築

1 陣屋元村倉敷 倉敷代官陣屋

現在の倉敷アイビスクエアの場所。ほぼ長方形。東西約100m 南北約36m 東西方向の中央部分は背後に城山があって狭い(約25m)。城山は陣屋に含まれない。北を除いて白壁の高塀に囲まれている。東には八幡宮 南と西は堀に面し、土橋で堀を渡って南の門から陣屋内に通じていた。



(倉敷市所蔵小野家文書8-7)

1 陣屋元村倉敷 倉敷村と領主支配



1 陣屋元村倉敷 新禄と古禄

古禄



江戸時代の初めから倉敷村の村役人を独占したのは、古禄派と呼ばれた旧家 多くの借地・借家を抱え、問屋や醸造業を営む有力商人
小野家 水澤家 井上家 岡家等

新禄



新しく伸びてきた新興商人

植田家 大橋家 大
原家 原家 小山家
等

弥勒院跡（倉敷市中島）



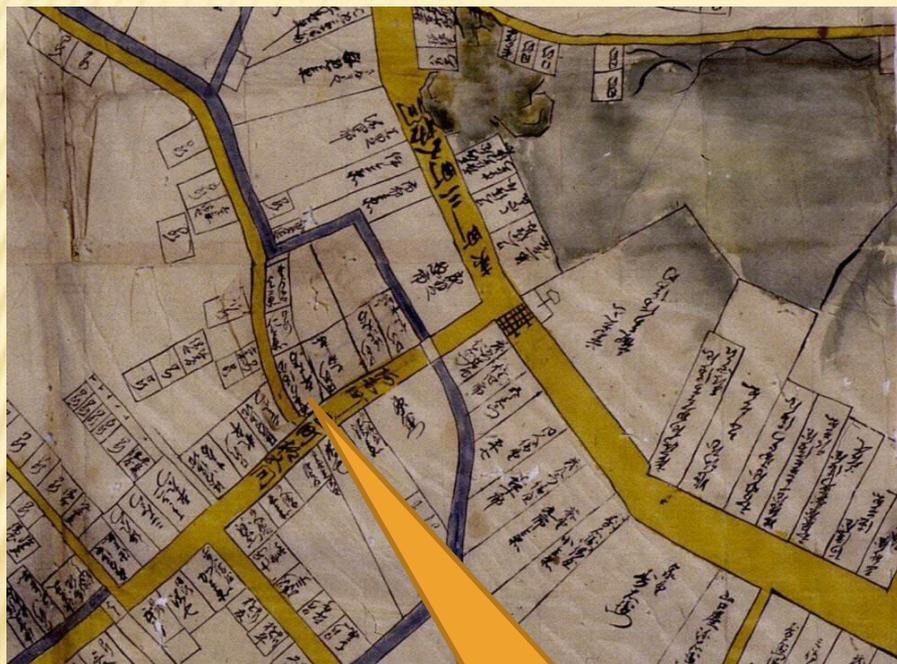
弥勒院跡にある大橋家の宝篋印塔（「大橋綱重考妣之宝塔」）



平成28年1月26日撮影

2 大橋家

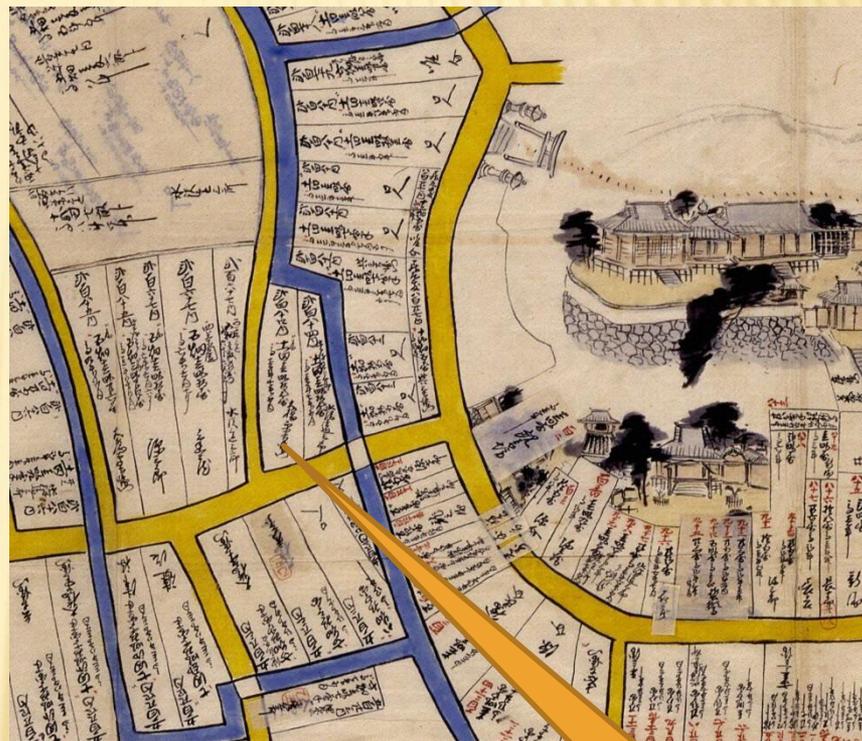
宝永7年（1710）の「窪屋郡倉敷村屋敷割絵図」



倉敷市所蔵小野家文書54-4

幸右衛門借屋
平右衛門

文久3年（1863）の「倉敷村本田小割絵図」



大橋紀寛家文書別1-24-5

大橋平右衛門

2大橋家

2 大橋家 大橋家住宅



平成21年8月23日撮影

五代平右衛門正直（号竹泉、文化7〔1810〕～明治20〔1887〕）は、丸川松隠・鷓鴣春斎・仁科白谷に学んだ。

・文政11年（1828）19歳で倉敷村年寄になった。

（正直墓銘）。

・教諭所（明倫館）の世話役として運営にあたった。

・天保10年（1839）代官役所から幕府領讃岐国直島の塩田開発を命じられ、5500両を費やして塩田新開を仕立てた。さらに堤が破損したときは修復に出費した。（『新修倉敷市史第四卷』）



大橋竹泉（76歳）

3 大橋平右衛門正直

3 大橋平右衛門正直

× 五代正直の格式免許

+ 正直は、凶作であったときに、米銭を施すかまたは粥を炊き出して飢渴した者を救うため、金1000両の拠出を幕府に願ったところ、その金で粃を買い上げるよう命じられ、輸送用の船の費用まで一式引き受けて上納した。そのほか奇特なことがあったので、褒美として天保12年（1841）に永々苗字免許。

+ その後正直は、常に村内最多の額で献金要請に応じ、天保12年を皮きりに着実にその対価として与えられる特権を拡大した。

（大橋紀寛家文書Ⅱ－7－B－1－1）

+ 家族の反対（参考文献：山下洋「「身上」と「家柄」－ある倉敷町家女性の書状にみる－『倉敷の歴史』第7号）

× 政治への接近を意味する「家柄」（家名の上昇）よりも、「身上」（家産の維持）を重視する立場の女性の手紙

3 大橋平右衛門正直

× 五代平右衛門正直の天保5年（1834）の所持地と家族

+ 所持高 7 9 4 石 9 斗 3 合 2 勺 2 2 カ村

× 幕府領 2 0 4 石 5 斗 9 升 6 合 7 勺 4 カ村

× 他領 5 9 0 石 3 斗 6 合 5 勺 1 8 カ村

+ 平右衛門 2 5 歳 母とみ 5 4 歳 祖母ちく 8 4 歳
妻けん 2 0 歳 弟宗十郎 2 5 歳 妻つせ 2 4 歳 倅
貞蔵 4 歳 二男旦三郎 1 歳 計 8 人

外に使用人 1 2 人

（大橋紀寛家文書「古橋殿一件二付出府書類再江戸三蔵代人二付遣候書類とも入」）

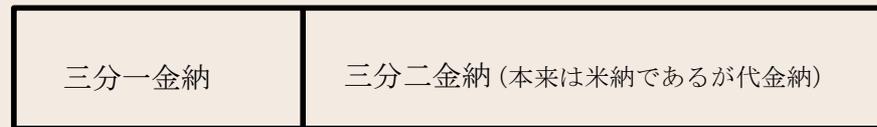
幕府下管所役官代倉敷の年貢収納のしくみ

宝暦10年（1760）から寛政8年（1796）の倉敷村の年貢皆済目録を見ると、本途（年貢）がおおむね十分一大豆銀納・三分一米納・米納に分かれる。その後も倉敷村については十分一大豆銀納と米納であることは基本的に変化がないと考えられる。

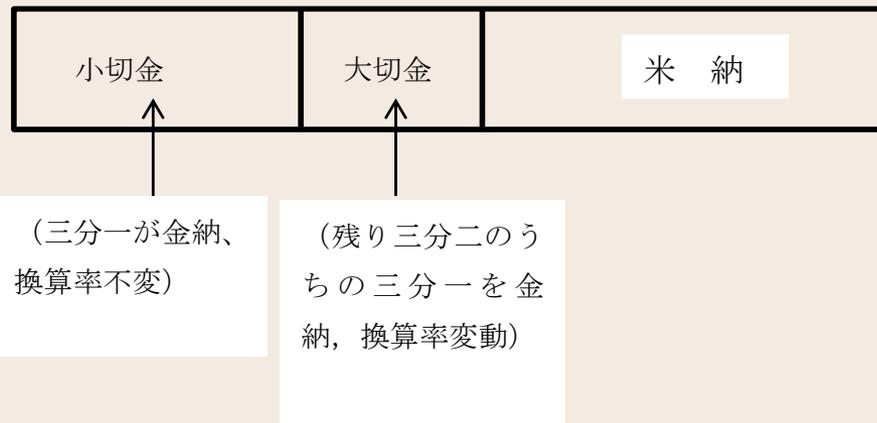
4 掛屋勤務



備中国窪屋郡倉敷村の年貢收取（宝暦10年～）



比較：信濃国幕府領の年貢收取（江戸時代中期以降、『長野市誌』第三巻 p222～223）



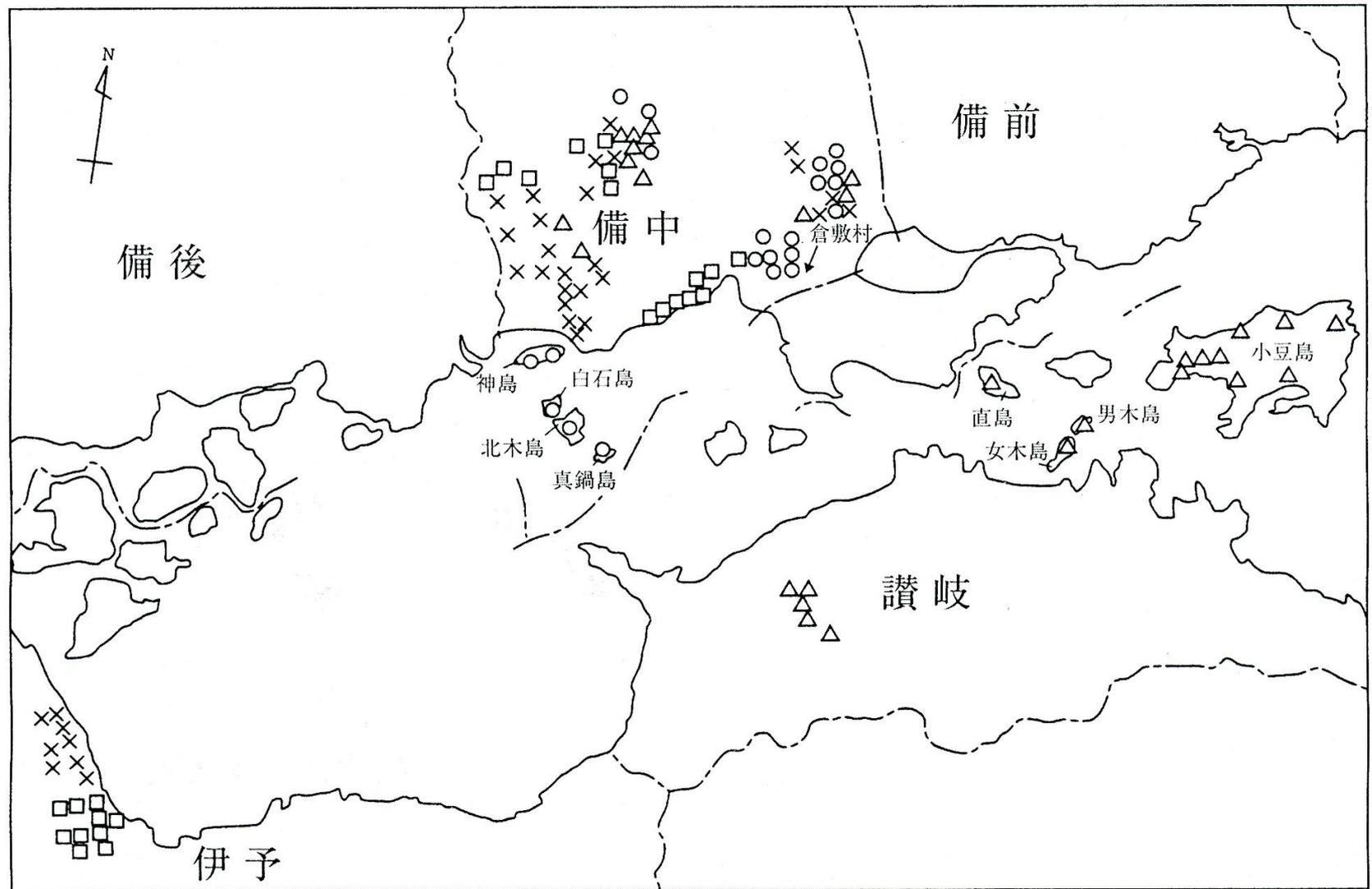
比較：甲斐国幕府領の年貢收取（「大小切金納」、『甲府市史』通史編第二巻 p434～440）

4 掛屋勤務

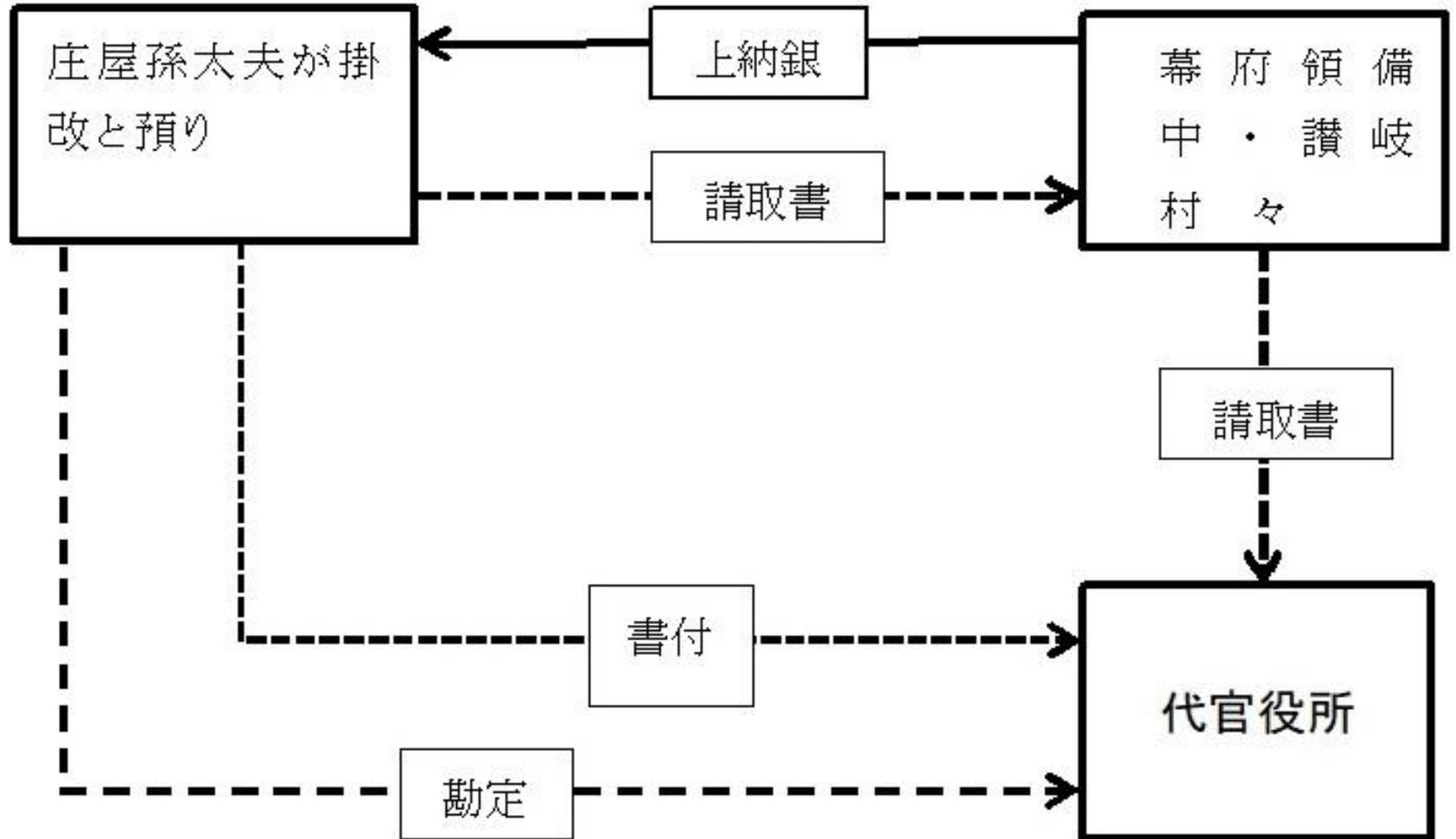
- × **この年貢の銀納部分などを取り扱うのが掛屋**である。銀貨（丁銀・豆板銀）は秤量（ひょう方ありょう）貨幣で、大小の銀塊を秤にかけ目立をはかった（金は計数貨幣）。年貢銀取立の仕組みを代官役所側で作られ、初納は前年の11月、初納と二納の高の5、6割を9月中きたりで翌年11月、残銀二納は石代、値段伺下が済の積りで命じると、旬ごろ触れ出し、年内皆済が難しく、翌年11月、実際に触れるころは、年内皆済は、その年の11月、立てると、初納の日限は、その年の11月、（大橋紀寛家文書2-1-D-5）。

4 掛屋勤務

倉敷代官所領村々 天明8年(1788)

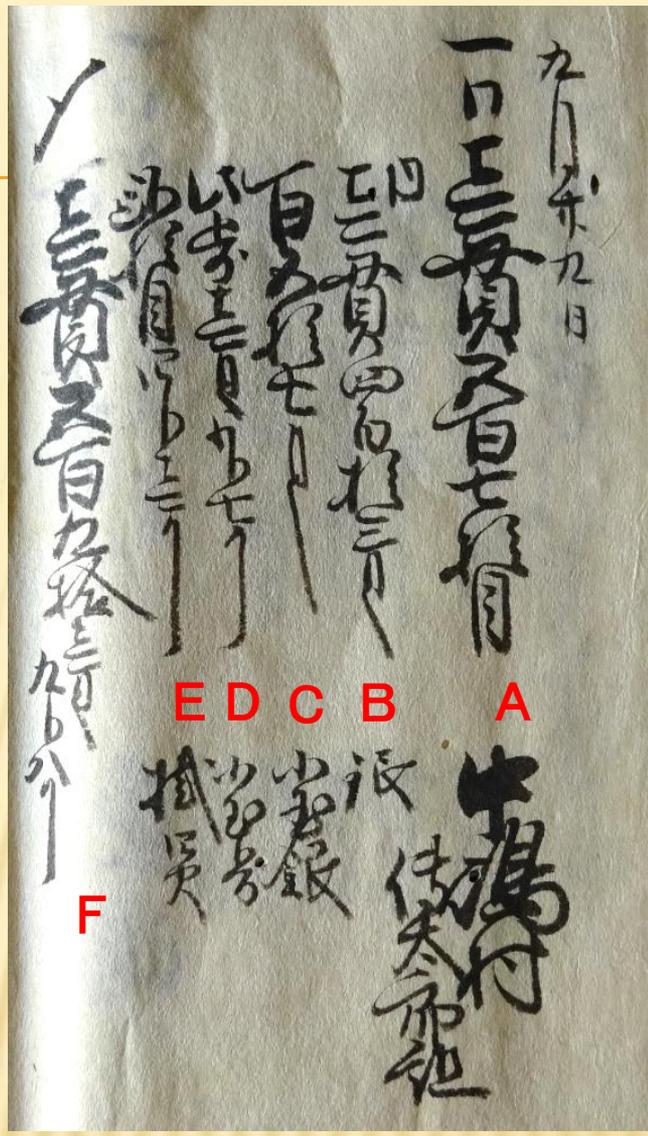
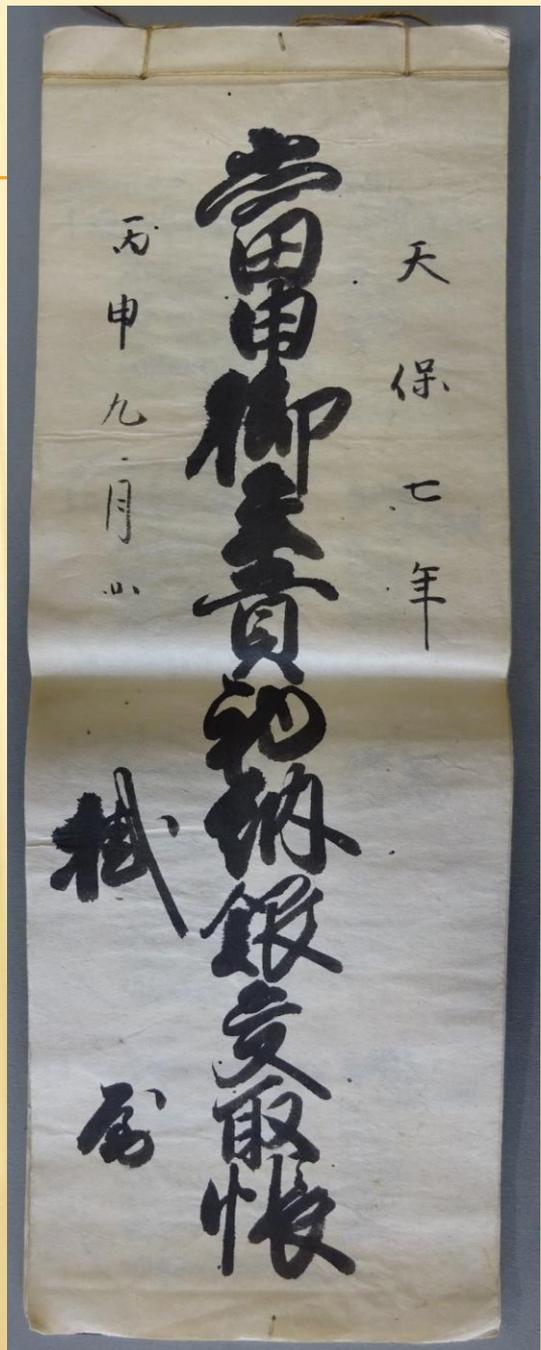


4 掛屋勤務 掛屋の年貢銀収納過程 明和2年（1765）

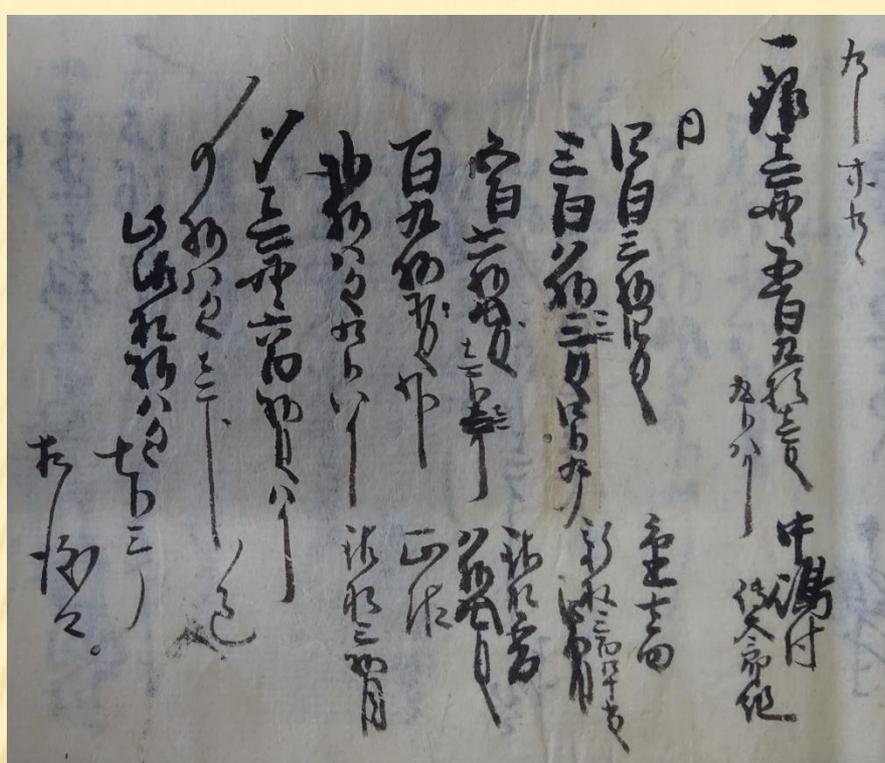
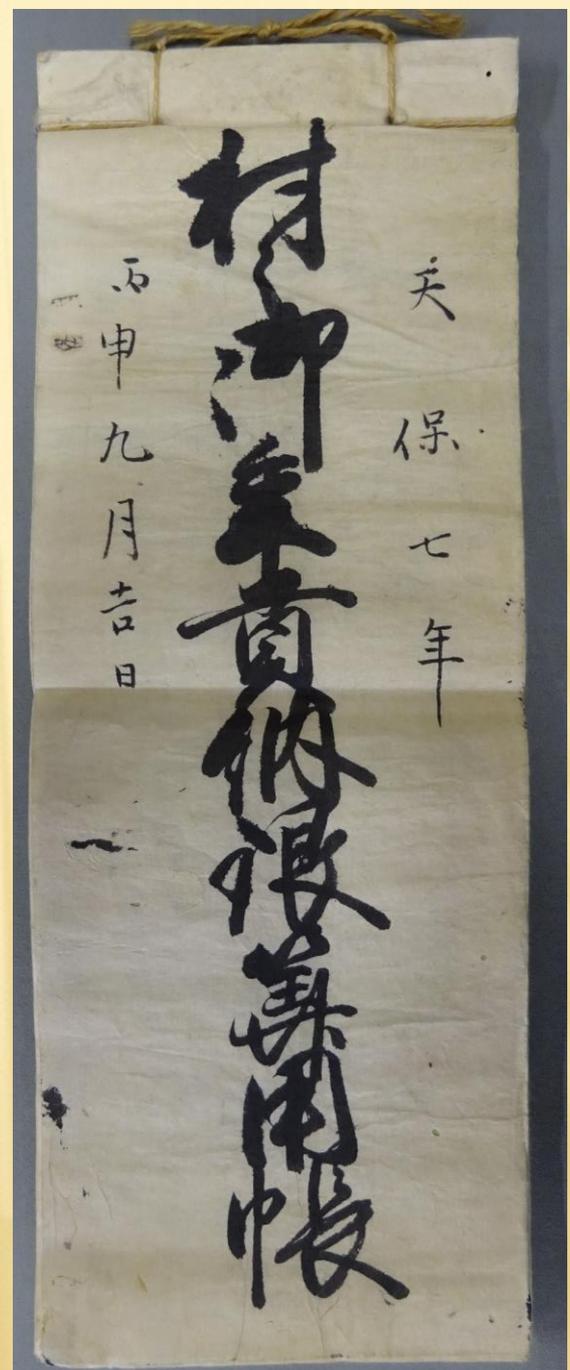


4 掛屋勤務

- ✕ 天保7年（1836）8月、五代平右衛門が古橋新左衛門代官役所から「当御支配所郡中村々御年貢并二返納金銀其外上納金銀共掛改御預方」に任命された（大橋紀寛家文書「古橋殿一件二付出府書類再江戸三蔵代人二付遣候書類とも入」）。それまで掛屋は水沢常太郎が勤めていたが、期間限定（天保7年9月～12月）で臨時的に平右衛門が掛屋を勤め、水沢に引き渡した（←代官役所が郷村引渡に伴う会計の整理を、平右衛門を掛屋に任命することで乗り切ろうとした）。掛屋の実務は平右衛門の妹婿である宗十郎が行った。



- A 年貢初納銀額
- B 銀 = $A \times 0.9$
- C 小玉銀 = $A \times 0.1$
- D 小玉歩 = $A \times 0.001$
- E 掛賃 = $A \times 0.013$
- F 納付銀額 = $B + C + D + E = A \times 1.014$



I H G F E D C B A

- A 納付する銀額
- B 金
- C 新札
- D 銀札
- E 正銀
- F 銀札
- G 実際の納付額 = B + C + D + E + F
- H 超過額 = G - A
- I 返却額

丙天保七年

御用金銀押切帳

御貸附方

申十月吉日

御貸附方金銀

押切酒帳

御貸附方

九月廿日

御貸附方

御貸附方金銀押切帳

九月廿日

御貸附方

三原寺村

御貸附方

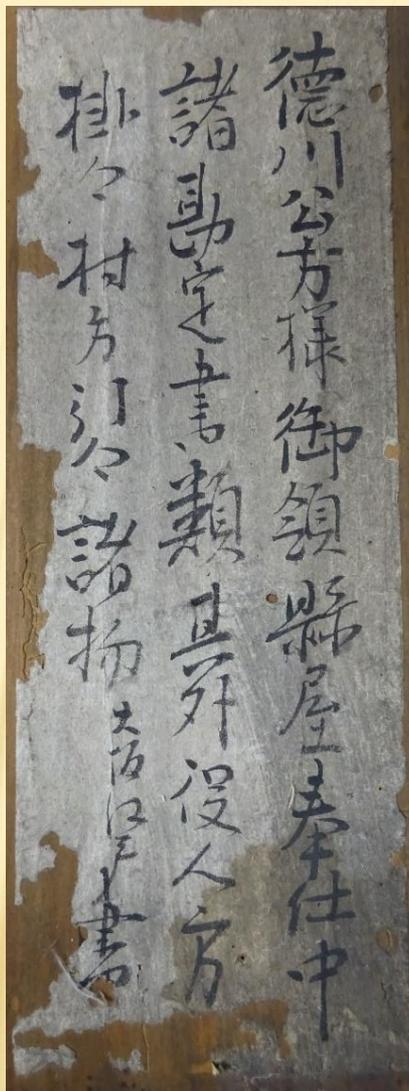
御貸附方

4 掛屋勤務

- × 水沢家は掛屋役を再び平右衛門から引き継いだ。嘉永4年（1851）12月、大橋平右衛門が「当御支配所郡中村々御年貢并返納金銀共掛改御預方」に任命され、請書・預切手の案文・使用する印鑑を代官役所へ差し出した。（史料2）
- × 水沢家が掛屋を免ぜられた理由：水沢常太郎の死去に伴う水沢家の逼迫の表面化、家政の混乱
- × 大橋平右衛門を掛屋に任命した理由：①突出した経済力、②村内最多の献金に示されるような、社会的地位の向上姿勢に伴う代官役所への協力姿勢が想定される。
- × 掛屋の実務は大橋家の番頭の多介が行った。
- × 明治5年まで掛屋を勤めた。

4 掛屋勤務

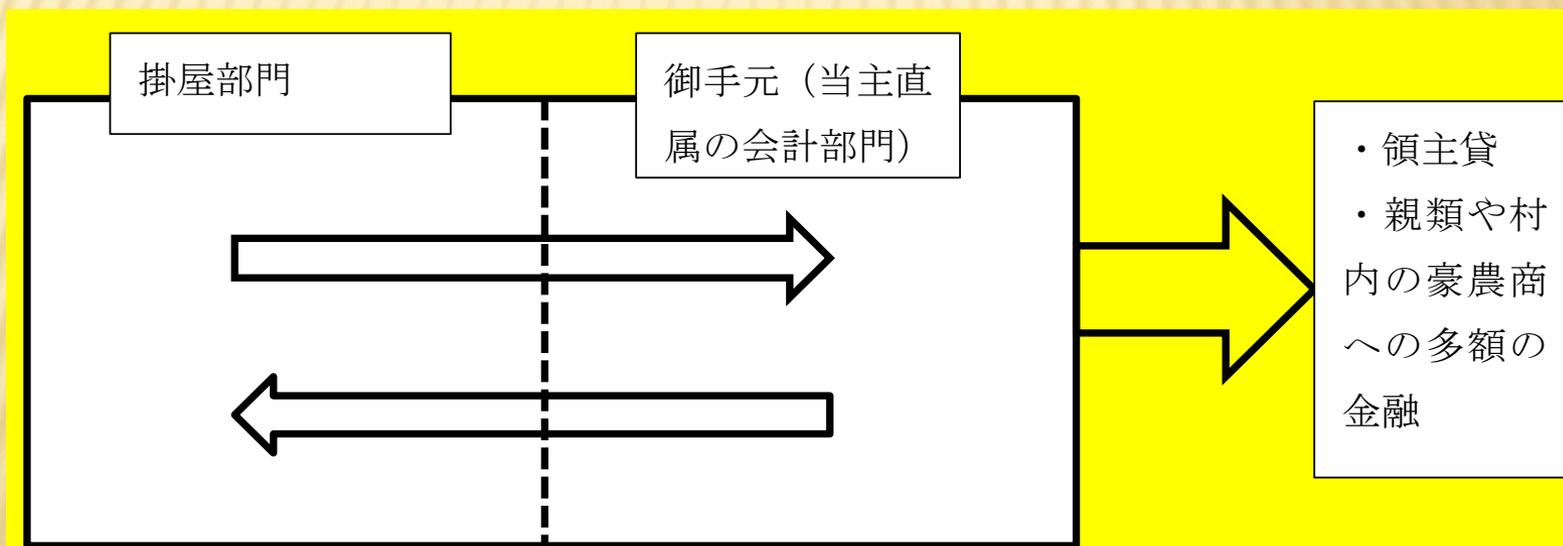
- × みの類商融のるの預資る定
 て貸親農金たな額をのき想
 し主、豪のいに多等營でが
 に領ずの額で屋、銀経用ト
 家、ら内多ん掛は、金家運ッる。
 橋とな村の營、と用にりき
 大るみやへをでこ御り、金メで



4 掛屋勤務

× 大橋家の掛屋関係文書「御用金銀出入勘定帳」

- + 「御用金銀」「御貸付金銀」「献納金」「郡中銀」の4種類の会計
- + 「御用金銀」以外の会計は最終的に「御用金銀」会計に組み込まれており、各項目が未分離なまま存在している。
- + 「御手元」（大橋家当主直属の会計部門）との間に頻繁な金のやりとりがある。（史料3）



大橋家の経営

掛屋は、役所から毎月のように「御用金銀」を預り、毎月金銀を差し出している。掛屋は代官役所と頻繁な金銭のやりとりを行うのであるから、役所行政についての深い理解と全面的な協力が求められた。

（以上、山本太郎「幕府領陣屋元村の掛屋と陣屋・地域社会」『ヒストリア』第247号、2014年）

4 掛屋勤務

「御用金銀」のうち役所からの預りと役所への差出し

	役所預		指上渡	
	金（両）	銀（匁）	金（両）	銀（匁）
文久2年7月	331.63623		900.00000	
文久2年8月	564.95275		273.56230	
文久2年閏8月	855.22940	13.50	210.79250	
文久2年9月	190.00000		1,772.84453	
文久2年10月	278.34114		1,379.84083	
文久2年11月	1,102.88882		730.15330	
文久2年12月	416.95098		723.69097	
文久3年正月	472.12520	46.14	544.14377	
文久3年2月	135.00000		142.24270	
文久3年3月	234.44517		92.78470	
文久3年4月	30.88597		161.06710	
文久3年5月		201.60	537.60738	
文久3年6月	26.23060		54.32280	
文久3年7月	410.02057		185.90000	
文久3年8月			40.00000	
文久3年9月	26.28770		253.89360	
文久3年10月	974.07340		712.51855	
文久3年11月	3,147.09160		927.00000	
文久3年12月	279.05706	8360.00	3,115.79867	

（以下略）

典拠：「御用金銀出入勘定帳」（大橋紀寛家文書Ⅱ—1—C—1）

4 掛屋勤務

- × 慶応2年（1866）4月10日の倉敷代官陣屋襲撃事件のとき、脱走浪士から、平右衛門は年貢銀掛改御用を勤めているので、倉敷代官支配所の年貢金を預かっている分を残らず差し出すよう要請された。⇒大橋家の支配人多介は、「例年と違い当年は大坂と広島へ送っているので手元に預かっている金はない」と答えた。⇒浪士は「それでは済まないのので一同出掛けて探す」と言った。⇒多介は「預かる見込みがあるから平右衛門手前で繰り替えるのでどのくらいいるのか」と尋ねた。⇒2千両を求められたが千両で承知してもらい酒肴も差し出した。（大橋紀寛家文書2-1-B-12）（史料4）

4 掛屋勤務

× 掛屋の請負業務

	年貢銀の掛改と預り	郡中入用銀の管理	貸付金銀の管理	献納金の管理	役所の御用金銀預り
庄屋小野家の請負	○	○			
庄屋小野家と年寄三家の請負	○	○	○		
水沢常太郎（一時期平右衛門）の請負	○	○	○	○	○
大橋平右衛門の請負	○	○	○	○	○

4 掛屋勤務

- ✕ 代官役所が大地主であり金融業を営む大橋平右衛門を掛屋に任命した意味は、増加し膨大になった公金を預からせ家内部で運用する利益を与えることにあったのではないか。家業として金融業を営み多額の金銀を取り扱う大橋家だからこそ、膨大な公金を運用できたといえる。代官役所は公金を預ける見返りとして、代官役所行政への全面的な協力や多額の献金を期待したのであろう。